

成年後見制度に係る事業検討委員会

1 第4次地域福祉計画の重点施策

【成年後見制度の推進】(抜粋)

また今後については、親族等による成年後見の困難な方の増加が見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まることも考えられます。加えて経済の悪化等により後見人報酬の負担が困難な方が増加することも見込まれます。そのため、市民後見人の活用や法人後見監督等の制度の適正実施について研究を進めていきます。

2 成年後見制度に係る事業検討委員会(以下、「検討委員会」)の立ち上げ

平成24年9月に市民後見人の活用及び後見監督等の適正実施についての研究・検討を、成年後見制度推進機関(社会福祉協議会)に依頼した。

このことを受け、成年後見制度推進機関において「成年後見制度に係る事業検討委員会」を立ち上げ、平成25年度を目途に検討を進めている。

3 検討委員会の委員構成

大学教授、弁護士、リーガルサポート、ぱあとなあ東京、地域包括支援センター、健康福祉部次長、社会福祉協議会権利擁護担当、社会福祉協議会理事・評議員・事務局長で構成

(事務局：東村山市社会福祉協議会 権利擁護係、東村山市健康福祉部地域福祉推進課)

4 検討経過

平成24年12月20日 第1回検討委員会...現状と課題の確認

平成25年 1月29日 第2回検討委員会...現状と課題の確認

以上